

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

平成 30 年 2 月 6 日

住友電気工業株式会社

平成 30 年 2 月 6 日
大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
住友電気工業株式会社
代表取締役 井上 治



当社は、平成 30 年 2 月 5 日付で、株式会社 SEI プロスタッフス（以下「分割会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととしました。会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則（以下「規則」といいます。）第 192 条に定める当社の事前開示事項は下記の通りです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別添の吸収分割契約書をご参照ください。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項について定めがないことの相当性に関する事項（規則第 192 条第 1 号）

本件分割において、当社は分割会社に対して分割対価を交付しないこととしておりますが、その相当性については、以下のとおりです。

当社は分割会社の発行済株式の全部を保有するため、本件分割に際して、金銭その他の財産の交付は行いません。

3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（規則第 192 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項（規則第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 分割会社についての事項

(1) 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（規則第 192 条第 4 号イ）

別添の計算書類等をご参照ください。

(2) 分割会社の臨時計算書類等の内容（規則第 192 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

(3) 分割会社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の

負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（規則第 192 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

6. 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（規則第 192 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（規則第 192 条第 7 号）

(1) 当社の平成 29 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 1,237,498 百万円及び 530,393 百万円です。また、本件分割により分割会社が当社に承継させる予定の資産の額及び負債の額はともに 350 百万円と見込んでおります。従って、本件分割により当社が分割会社から承継する予定の資産の額及び負債の額が占める比率は小さく、当社の財務状況が本件分割により受ける影響は極めて軽微です。

(2) 本件分割後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。

(3) 以上より、本件分割後においても当社の負担すべき債務については履行することができる見込みがあるものと判断いたします。

以 上



吸収分割契約書

株式会社 S E I プロスタッフス（以下「甲」という）及び住友電気工業株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

本契約に定めるところにより、甲は、甲が営む事業のうち、次に係る事業（以下総称して「本件事業」という）に関して有する第4条第1項に規定する権利義務を、吸収分割によって、乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件分割」という）。

- ・ 経理に関する事務処理業務の受託（ただし、退職給付計算業務の受託を除く）
- ・ 経理事務に関する調査、分析、コンサルティング業務の受託
- ・ 不動産の売買、管理、賃貸借及び仲介
- ・ 不動産、設備等の財産管理業務の受託
- ・ 前各号に付帯関連し、又はこれを助成する一切の事業

第2条（本件分割の当事者）

本件分割の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

吸収分割会社：甲

商号：株式会社 S E I プロスタッフス

住所：大阪市中央区北浜四丁目5番33号

吸収分割承継会社：乙

商号：住友電気工業株式会社

住所：大阪市中央区北浜四丁目5番33号

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という）は、2018年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により効力発生日を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

1. 乙は、効力発生日をもって、別紙「承継する権利義務等の明細」に記載する資産、債務、契約、その他の権利義務を甲より承継する。
2. 本件分割に基づく甲から乙への債務の承継は、重疊的（並存的）債務引受けの方法による。ただし、この場合においても、甲乙間の内部関係において、最終の債務負担者は乙とする。

第5条（従業員の処遇）

乙は、効力発生日における甲の従業員のうち、本件事業に主として従事する従業員として以下の部門に所属する者（ただし、効力発生日において甲へ出向している乙の従業員及び本件分割による雇用契約の承継に反対する従業員を除く）を、乙の従業員として雇用する。ただし、その取扱いについては、別途甲乙協議の上、これを定める。

- ・内部統制評価グループ
- ・経理サービス事業部

第6条（分割に際して交付する対価）

乙は、本件分割に際し、甲に対して、その有する株式、金銭その他の財産の交付を行わない。

第7条（増加すべき資本金及び準備金等）

本件分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第8条（株主総会の決議）

甲は、会社法第784条第1項の規定により、乙は、同法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

第9条（契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他必要がある場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2018年2月5日

甲 株式会社SEIプロスタッフス
大阪市中央区北浜四丁目5番33号

代表取締役 麻 植 和 男



乙 住友電気工業株式会社
大阪市中央区北浜四丁目5番33号

代表取締役 井 上 治



別紙

承継する権利義務等の明細

本件分割によって、乙が甲から承継する資産、債務、契約、その他の権利義務は、以下に記載するものとする。

1 資産

甲が、効力発生日の前日終了時において、本件事業のみに関して保有している資産のうち、甲の貸借対照表上の以下の勘定科目にあらわされる分類に属する資産（ただし、短期貸付金は、本件事業のみに関するものに限定しない）。

①流動資産

- ・売掛金
- ・未収入金
- ・繰延税金資産
- ・その他流動資産
- ・長期差入保証金
- ・短期貸付金。ただし、乙が甲から承継する資産の額と負債の額が等しくなるよう、承継する短期貸付金は別途甲乙間で協議して決定する。

②固定資産

- ・工具器具備品
- ・ソフトウェア
- ・長期繰延税金資産

2 債務

効力発生日の前日終了時において存在する甲の負債及び債務のうち、本件事業のみに関するもので、甲の貸借対照表上の以下の勘定科目にあらわされる分類に属する負債及び債務。

①流動負債

- ・未払金
- ・未払費用

②固定負債

- ・退職給付引当金
- ・役員退職慰労引当金

3 契約上の地位

甲が、効力発生日の前日終了時までに、第三者（乙を含む）と締結した以下の契約にお

ける契約上の地位及びこれに基づく権利義務のうち、本件事業のみに関する部分。ただし、効力発生日の前日終了時までに発生済みの債権及び債務については、本明細第1項及び第2項のものを乙は甲から承継し、効力発生日の前日終了時までの原因により以下の契約に基づいて又は関連して発生する潜在的又は偶発的な債務及び責任については、乙は甲から承継しない。

- ・業務委託契約、賃貸借契約、使用貸借契約、リース契約、請負契約、雇用契約（ただし、本件分割による雇用契約の承継に反対する従業員に関するものを除く）、出向契約、労働者派遣及び付随する個別契約、特許ノウハウ使用許諾契約、秘密保持契約、ソフトウェア使用許諾及びシステム利用に関する契約

以 上



第19期 事業報告・計算書類

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

I. 事業報告

II. 計算書類

① 貸借対照表

② 損益計算書

③ 株主資本等変動計算書

④ 個別注記表

III. 監査役の監査報告書

株式会社SEIプロスタッフス

I. 事業報告

自 平成 28 年 4 月 1 日
至 平成 29 年 3 月 31 日

1. 事業の概況

(1) 事業の経過及びその結果

当期の売上高は、内部統制評価Gでは、人員の減少を受託料に反映させた為、2百万円減収(前期比△10.0%)の18百万円となりました。

人事総務サービス事業部では、マイナンバー関連の新規業務受託や人事システムの新規導入会社増により、システム運用費の減少による減収を吸収し、5百万円増収(前期比+1.0%)の505百万円となりました。

経理サービス事業部では、派遣業務終了による売上減を電力事業・FPC事業への業務受託増や不動産手数料の増加によりカバーし、96百万円増収(前期比+6.3%)。全社の売上高は、前期比4.8%増収の2,155百万円となりました。

全社の当期純利益は、15百万円増益(前期比'+60.0%)の40百万円となりました。

| 単位:百万円 | 売上高と当期純利益 | | | |
|---------------|-----------|-------|-------|--------|
| | 前期 | 当期 | 前期比増減 | 増減率 |
| 内部統制評価 | 20 | 18 | -2 | -10.0% |
| 人事総務G(情シス運用費) | 172 | 145 | -27 | -15.7% |
| ペイロールサービスG | 328 | 360 | 32 | 9.8% |
| 人事総務計 | 500 | 505 | 5 | 1.0% |
| 経理(一括契約) | 974 | 1,092 | 118 | 12.1% |
| 経理(情シス運用費) | 333 | 326 | -7 | -2.1% |
| 経理(個別契約) | 229 | 214 | -15 | -6.6% |
| 経理計 | 1,536 | 1,632 | 96 | 6.3% |
| 売上高合計 | 2,056 | 2,155 | 99 | 4.8% |
| 当期純利益 | 25 | 40 | 15 | 60.0% |

売上高の部門別概況

<内部統制・評価>

人員減を業務受託料に反映させたことにより、2百万円減収(前期比△10.0%)の18百万円となりました。

<人事総務グループ(情シス運用費)>

情報システム運用費の減少により、27百万円減収(前期比△15.7%)の145百万円となりました。

<ペイロールサービスグループ>

関係会社の人事システム導入支援増等により、32百万円増収(前期比+9.8%)の360百万円となりました。

<経理(一括契約)>

電力事業やFPC事業への業務受託料の増加により、118百万円増収(前期比+12.1%)の1,092百万円となりました。

<経理(情シス運用費)>

売掛金システムの一部償却が終えたことに伴う情報システム運用費減により、7百万円減収(前期比△2.1%)の326百万円となりました。

<経理(個別契約)>

不動産手数料の増加があったものの、派遣業務終了による業務受託契約の減少や住友電気工業(株)等との受託業務契約の減少等により、15百万円(前期比△6.6%)減収の214百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分 | 第16期 | 第17期 | 第18期 | 第19期 |
|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | (自25.4.1 至26.3.31) | (自26.4.1 至27.3.31) | (自27.4.1 至28.3.31) | (自28.4.1 至29.3.31) |
| 売上高計 (千円) | 2,090,011 | 2,071,597 | 2,055,827 | 2,155,217 |
| 経常利益 (千円) | 127,201 | 93,003 | 45,811 | 64,464 |
| 当期純利益(千円) | 62,390 | 57,185 | 25,119 | 40,223 |
| 1株当たりの利益(円) | 62,390 | 57,185 | 25,119 | 40,223 |
| 総資産 (千円) | 582,107 | 579,001 | 561,751 | 596,308 |
| 純資産 (千円) | 125,488 | 126,373 | 91,492 | 107,215 |

(3) 主要な事業内容

当社は主として、住友電気工業(株)及びその関係会社から人事・経理の事務処理業務を受託しています。

(4) 主要な営業所

| 本 社 | 本社(大阪市中央区) | |
|-----|--|--|
| 営業所 | 淀屋橋営業所(大阪市中央区) 大阪営業所(大阪市此花区) 東京営業所(東京都港区) 伊丹営業所(兵庫県伊丹市) 横浜営業所(横浜市栄区) | 関東営業所(栃木県鹿沼市) 熊取営業所(泉南郡熊取町) 日立営業所(茨城県日立市) 水口営業所(滋賀県甲賀市) |

2. 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 4,000株
- ②発行済株式総数 1,000株
- ③当事業年度末の株主数 1名
- ④大株主

| 株主名 | 持株数 | 出資比率 |
|------------|--------|------|
| 住友電気工業株式会社 | 1,000株 | 100% |

3. 業務の適性を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、平成19年8月30日開催の取締役会で内部統制システムの構築に関する基本方針として下記のとおり決議致しました。

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会の議事録を作成し保存するとともに、文書規程及び書類保存規程に定めるところに従い、起案決裁書等、取締役の職務の執行及び決裁に係る情報について記録し、適切に管理するものとする。

災害、品質、安全、環境、与信及び貿易管理などの主要リスクについては、親会社において各リスクを所管するコーポレートスタッフ部門及び関連の委員会がグループ内に展開する対応策や事故事例・防止策に従い、当社の総務、経理等の担当責任者が、事業の遂行に伴うリスクを再評価のうえリスク管理を行うものとする。また、当社に固有のリスクについては、親会社の所管コーポレートスタッフ部門から所要の指導、支援を適宜受けながらリスクの軽減等を行う。

これらの活動は、親会社のリスク管理委員会が総括し、当社においては総務担当責任者や監査役が、親会社の監査役、内部監査部門及び各リスクを所管するコーポレートスタッフ部門と連携してモニタリングを行う。

また、重大なリスクが顕在化し緊急の対応が必要な場合には、親会社の危機管理委員会が当社とともに、危機管理レベルの判定や対策本部の設置等を行う。

社内規程において職務権限及び意志決定手順を明確にし、適宜且つ効率的な職務執行体制の確立・維持を図る。また、親会社と協議して中期計画及びその達成に向けた単年度計画を策定し、経理担当責任者が月次単位で達成状況を把握・分析のうえ、当社取締役会に報告し、所要の対策について検討するほか、親会社においても同様の報告・協議が行われる体制とする。

TV会議やコンピュータ・情報通信システムの活用を推進し、経営情報の効率的な収集・分析及び共有化を図る。

住友の事業精神並びに住友電工グループの経営理念を敷衍した企業行動憲章や具体的な禁止事項等を示したコンプライアンス・マニュアルの社内への浸透に努めるほか、トップの発言・行動を通じ、法令遵守、企業倫理の維持が経営の根幹をなすものであることを徹底する。

親会社のコンプライアンス委員会の活動（グループ横断的なコンプライアンス・リスクの把握、分析、コンプライアンス・マニュアルの作成、見直し、研修の企画・実施、違反事例に係わる原因の究明や再発防止策の立案及びそれらの周知徹底）に従うほか、当社におけるコンプライアンス・リスクを把握、分析のうえ適宜親会社法務部門の指導・支援を受けながら、発生防止策を講じる。

これらの活動については、親会社のコンプライアンス委員会、法務部、内部監査部門及び監査役によるモニタリングを受けるものとする。

また、総務担当責任者は社内及び社外に設置した相談・申告窓口寄せられた情報について、適切に状況の把握を行い、必要な対策をとるものとする。

親会社の人事総務部並びに経理部に対し、事業計画及びその達成状況について定期的に報告を行うとともに、親会社の関係会社管理規程に基づく要請に従い、親会社の経営会議、取締役会に付議すべき事項やリスク管理、コンプライアンス等に関する一定の事項について報告を行い、または必要により親会社と協議する体制とする。

加えて、当社の取締役ないし監査役には、親会社の所管部門長が就任し、経営情報の共有化を図る。また、上記の通りリスク管理やコンプライアンス等については親会社における活動に組み込まれており、その他の事項についても適宜親会社の指導・支援を要請し、またそのモニタリングを受ける体制とする。

監査役は、総務担当の社員に監査業務に必要な事項を命令することができる。

監査役より、監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、総務担当責任者等の指揮命令を受けない。

監査役は重要な会議に陪席することとする。その他、突発の法令・定款違反行為や補足を要する重要な業務執行、内部統制システムの変更（軽微なものを除く）等については、取締役または部門長から適宜監査役に報告することとする。

監査役が取締役及び部門長からヒアリングを行う機会を適宜確保するものとする。

Ⅱ. 計算書類

① 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---------------|----------------|------------------|----------------|
| 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 |
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 506,148 | 流動負債 | 344,560 |
| 現金及び預金 | 50 | 買掛金 | 0 |
| 短期貸付金(預け金) | 408,190 | 未払金 | 17,767 |
| 売掛金 | 34,873 | 未払費用 | 290,284 |
| 未収入金 | 118 | 未払法人税等 | 5,832 |
| 繰延税金資産 | 61,728 | 未払事業所税 | 2,936 |
| その他流動資産 | 1,189 | 未払消費税 | 23,778 |
| | | その他流動負債 | 3,963 |
| 固定資産 | 90,160 | 固定負債 | 144,533 |
| 有形固定資産 | 16,634 | 退職給付引当金 | 143,603 |
| 建物 | 6,377 | 役員退職慰労引当金 | 930 |
| 工具器具備品 | 10,257 | 負債合計 | 489,093 |
| 無形固定資産 | 108 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 0 | 株主資本 | 107,215 |
| 電話加入権 | 108 | 資本金 | 50,000 |
| 投資その他の資産 | 73,418 | 利益剰余金 | 57,215 |
| 長期差入保証金 | 23,193 | 利益準備金 | 12,500 |
| 長期繰延税金資産 | 50,000 | 繰越利益剰余金 | 44,715 |
| 長期前払費用 | 225 | (うち当期純利益) | 40,223 |
| | | 純資産合計 | 107,215 |
| 資産合計 | 596,308 | 負債及び純資産合計 | 596,308 |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示している。

② 損益計算書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|----------|-------------|
| I. 売上高 | | 2,155,217 |
| II. 売上原価 | | △ 2,042,418 |
| 売上総利益 | | 112,799 |
| III. 販売費及び一般管理費 | | △ 51,777 |
| 営業利益 | | 61,022 |
| IV. 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 234 | |
| 雑益 | 3,246 | 3,480 |
| V. 営業外費用 | | |
| 雑損 | 38 | 38 |
| 経常利益 | | 64,464 |
| 税引前当期純利益 | | 64,464 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △ 28,327 | |
| 法人税等調整額 | 4,086 | 24,241 |
| 当期純利益 | | 40,223 |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示している。

③ 株主資本等変動計算書

自 平成 28 年 4 月 1 日
至 平成 29 年 3 月 31 日

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | 純資産 合計 |
|------------------|--------|-----------|-----------------------|-------------|------------|---------|-----------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | | |
| | | 利益 準備金 | その他利益剰余金 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 平成28年4月1日残高 | 50,000 | 12,500 | 0 | 28,992 | 41,492 | 91,492 | 91,492 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 遡及処理後当期首残高 | 50,000 | 12,500 | 0 | 28,992 | 41,492 | 91,492 | 91,492 |
| 当期の変動額 | | | | | | | |
| 利益準備金の積立て | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 前期 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 当期 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 剰余金の配当 | | | | △11,000 | △11,000 | △11,000 | △11,000 |
| 前期 | | | | △11,000 | △11,000 | △11,000 | △11,000 |
| 当期 | | | | △13,500 | △13,500 | △13,500 | △13,500 |
| 利益処分による役員賞与 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 別途積立金の取崩し | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 当期純利益 | | | | 40,223 | 40,223 | 40,223 | 40,223 |
| 株主資本以外の項目の | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 0 | 15,723 | 15,723 | 15,723 | 15,723 |
| 平成29年3月31日残高 | 50,000 | 12,500 | 0 | 44,715 | 57,215 | 107,215 | 107,215 |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示している。

④ 個別注記表

I. 重要な会社方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定額法
- (2) 無形固定資産……………定額法

2. 引当金の計上基準

- (1) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の額に基づき計上している。
- (2) 役員退職慰労引当金……………役員に対する退職慰労金の支払いに充てるため、内規に基づく基準額を計上している。

3. 消費税の会計処理は、税抜き方式を選択している。

II. 会計処理方法の変更

特記事項無し

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総額に関する事項

| 株式の種類 | 期首 | 増加 | 減少 | 期末 |
|-------|--------|----|----|--------|
| 普通株式 | 1,000株 | — | — | 1,000株 |

2. 配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当金 | 基準日 | 効力発効日 |
|----------------------|-------|--------------|-------------|----------------|-----------------|
| 平成28年6月17日 定時株主総会 | 普通株式 | 千円 11,000 | 円 11,000 | 平成28年 3月31日 | 平成28年 6月18日 |
| 平成28年10月26日 取締役会 | 普通株式 | 千円 13,500 | 円 13,500 | 平成28年 9月30日 | 平成28年 10月27日 |

次のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当金 | 基準日 | 効力発効日 |
|----------------------|-------|--------|--------------|-------------|----------------|----------------|
| 平成29年6月19日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 千円 27,000 | 円 27,000 | 平成29年 3月31日 | 平成29年 6月20日 |

監査報告書

私は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及び、その附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3. 追記事項

特になし

平成29年5月31日

株式会社SEIプロスタッフス

監査役 大川直記



